

今月の納税

国民健康保険税
介護保険料
後期高齢保険料

7期

納期限2月2日(月)

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

木造住宅耐震診断 募集継続中です

自宅を耐震診断しませんか



木造住宅の地震に弱い部分や倒壊の可能性の有無について、耐震診断を希望する人に耐震診断者（一般社団法人群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者）を派遣します。

耐震診断費は無料ですが、診断調査員の交通費千円などを負担いただきます。
該当建築物を所有し、居住している人で町税の滞納がないことが条件です。（貸家を除く）

▼該当する建物

①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅または併用住宅で住宅部分の床面積が1/2以上のもの

②平屋建て・2階建てのもの

③在来軸組工法によるもの

▼募集戸数 2戸（先着順）

▼申込締切 1月30日(金)

診断日程は申込の翌月調整。

申込方法や必要書類などは町ホームページをご覧ください。

▼問合せ先

産業建設課 都市建設室
☎ 26・2278（直通）

農林業関係者の人へ

2015年 農林業センサス



農林業の実態を把握し、きめ細かな農林行政を推進すること

を目的として、5年に一度すべての農林業関係者を対象に行われます。

▼問合せ先

総務政策課 政策室
☎ 26・2241（直通）

▼調査期日

平成27年2月1日現在

▼調査方法

調査員が農林業の経営状況などについて調査票記入のお願いに訪問します。

※提出された調査票の内容の秘密は厳守され、目的以外は一切使用されません。正確なご記入をお願いします。

町ホームページで広告してみませんか

バナー広告を募集します



町では、平成27年度に町ホームページにバナー広告掲載を希望する企業を募集します。

▼掲載料金

町内に事業所がある場合

一カ月 2千円

それ以外の場合

一カ月 3千円

▼掲載場所

町ホームページのトップページ

▼規格

縦50ピクセル×横150ピクセル

▼申込締切 2月27日(金)

※締切りを過ぎても、申込みは受け付けますが、4月1日からの掲載に間に合わない場合があります。

申込み方法など詳細は、町ホームページをご覧ください。

▼問合せ先

総務政策課 庶務行政室
☎ 26・2240（直通）

URL <http://www.town.yoshioka.gunma.jp/banner/bosyhtml>



よしおか
ひと昔
上毛大橋の開通

上毛大橋の完成は、平成十二年三月。平成四年の建設開始から、七年の歳月がかかりました。

上毛大橋と時期を同じくして吉岡バイパスも開通し、県都前橋へのアクセスが飛躍的に向上しました。

これを契機にして、大型商業施設をはじめ幹線道路沿いの開発も気に加速しました。

全長752メートル、吉岡町から前橋市川原町をつないでいます。

通勤や買い物などの移動のほか、前橋花火大会や初日の出の観賞スポット、散歩やジョギングコースに利用している人も多いようです。

町の「便利で快適な暮らし」の礎をさす役割が果たした橋です。

この「ナニと音」で町に起った変化や「エース」を紹介しています。

新成人の皆さんへ

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若い時に公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していて、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません

病気や事故で障害が残った時に「障がい年金」を受け取れます。

また、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が「遺族年金」を受け取れます。

まだ学生で収入がないのですが
特例や猶予という制度があるので確認してね。



学生納付特例制度

学生は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の人で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

問合せ先

役場健康福祉課 保険室

☎ 26・22449（直通）

渋川年金事務所 国民年金課

☎ 22・1607

赤い羽根共同募金にご協力ありがとうございました

平成26年度「赤い羽根共同募金」が、自治会長・地区代表（理事）・隣組長のご協力により実施されました。

集められた募金は、群馬県共同募金会へ送金され、吉岡町内の社会福祉法人やNPO法人などの福祉活動や群馬県内の社会福祉事業推進のために役立てられます。

町民皆さまのご協力に深く感謝します。

戸別募金額
222万2,800円



ふるさと納税
ありがとうございます

前橋市在住の大滝クリニック院長 大滝章男様から、吉岡町に30万円の寄附（ふるさと納税）をいただきました。寄附金は、町の福祉・教育・まちづくりなどに活用させていただきます。

ありがとうございます。

吉岡町オリジナル

認知症サポーターのステッカーを配布します

地域包括支援センターでは、認知症サポーターの存在を皆さんに知っていただくために啓発ステッカーを作成しました。ステッカーは、「認知症の人にやさしい家・お店の目印」です。認知症サポーター養成講座を受講した人や、サポーターがいる企業やお店の人で、ステッカーを貼って啓発にご協力いただける人はご連絡ください。



用語解説 認知症サポーター

認知症の人や家族を地域で応援する人。現在、町には企業の人を含めて672人います。

認知症に関わりのある人が、安心して生活できるように、これから考えて行きます。

連絡・問合せ先

地域包括支援センター

☎ 54・4323

FAX 54・3673